

令和5年2月第425回定例福井県議会議案  
(令和5年度当初予算(案)関係)

福 井 県

令和五年二月第四百二十五回定例福井県議会議案

福 井 県

目 次

第 1 号 議案	令和 5 年度福井県一般会計予算 .....	( 1 )
第 2 号 議案	令和 5 年度福井県公債管理特別会計予算 .....	( 19 )
第 3 号 議案	令和 5 年度福井県用品等集中管理事業特別会計予算 .....	( 23 )
第 4 号 議案	令和 5 年度福井県災害救助基金特別会計予算 .....	( 27 )
第 5 号 議案	令和 5 年度福井県国民健康保険特別会計予算 .....	( 31 )
第 6 号 議案	令和 5 年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算 .....	( 37 )
第 7 号 議案	令和 5 年度福井県営産業団地整備事業特別会計予算 .....	( 41 )
第 8 号 議案	令和 5 年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算 .....	( 45 )
第 9 号 議案	令和 5 年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算 .....	( 49 )
第 10 号 議案	令和 5 年度福井県林業改善資金貸付金特別会計予算 .....	( 53 )
第 11 号 議案	令和 5 年度福井県県有林事業特別会計予算 .....	( 57 )
第 12 号 議案	令和 5 年度福井県用地先行取得事業特別会計予算 .....	( 61 )
第 13 号 議案	令和 5 年度福井県駐車場整備事業特別会計予算 .....	( 65 )
第 14 号 議案	令和 5 年度福井県港湾整備事業特別会計予算 .....	( 69 )
第 15 号 議案	令和 5 年度福井県証紙特別会計予算 .....	( 73 )
第 16 号 議案	令和 5 年度福井県病院事業会計予算 .....	( 77 )
第 17 号 議案	令和 5 年度福井県臨海工業用地等造成事業会計予算 .....	( 81 )
第 18 号 議案	令和 5 年度福井県工業用水道事業会計予算 .....	( 83 )
第 19 号 議案	令和 5 年度福井県水道用水供給事業会計予算 .....	( 87 )

目 次

第20号議案	令和5年度福井県臨海下水道事業会計予算	(91)
第21号議案	令和5年度福井県流域下水道事業会計予算	(95)
第22号議案	福井県手数料徴収条例の一部改正について	(99)
第23号議案	福井県退職手当基金条例の制定について	(103)
第24号議案	福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について	(105)
第25号議案	福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	(111)
第26号議案	福井県指定管理者制度基本条例の一部改正について	(115)
第27号議案	福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について	(117)
第28号議案	福井県並行在来線経営安定基金条例の制定について	(119)
第29号議案	福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部改正について	(121)
第30号議案	福井県立美術館の設置および管理に関する条例等の一部改正について	(125)
第31号議案	福井県こども家族館の設置および管理に関する条例の一部改正について	(129)
第32号議案	福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および 運営の基準等に関する条例の一部改正について	(131)
第33号議案	福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例等の一部改正について	(137)
第34号議案	福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について	(141)
第35号議案	福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について	(143)
第36号議案	福井県営産業団地整備事業特別会計条例に制定について	(147)
第37号議案	福井県特別経済対策産業団地整備基金条例の廃止について	(149)
第38号議案	福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について	(151)
第39号議案	福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例の一部改正について	(157)



第40号議案	福井県営住宅条例の一部改正について .....	(159)
第41号議案	福井県立学校職員定数条例の一部改正について .....	(165)
第42号議案	市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について .....	(167)
第43号議案	福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について .....	(169)



令和5年度福井県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ486,066,391千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、報酬、職員手当および共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治

第1表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款	項	金	額	
<b>1</b> 県税				<b>126,160,640</b>
	1 県民税			31,626,922
	2 事業税			28,490,999
	3 地方消費税			28,020,965
	4 不動産取得税			1,990,022
	5 県たばこ税			848,286
	6 ゴルフ場利用税			228,373
	7 軽油引取税			7,538,978
	8 自動車税			12,798,505
	9 鉱区税			1,766
	10 狩猟税			8,638
	11 核燃料税			14,549,730
	12 旧法による税			57,456
<b>2</b> 地方消費税清算金				<b>39,882,467</b>
	1 地方消費税清算金			39,882,467
<b>3</b> 地方譲与税				<b>15,570,941</b>

款	項	金額
	1 特別法人事業譲与税	13,791,047
	2 地方揮発油譲与税	1,520,593
	3 石油ガス譲与税	60,023
	4 自動車重量譲与税	132,239
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	66,590
	7 航空機燃料譲与税	448
4 地方特例交付金		<b>496,000</b>
	1 地方特例交付金	496,000
5 地方交付税		<b>129,477,000</b>
	1 地方交付税	129,477,000
6 交通安全対策特別交付金		<b>200,000</b>
	1 交通安全対策特別交付金	200,000
7 分担金および負担金		<b>1,528,571</b>
	1 負担金	1,528,571
8 使用料および手数料		<b>5,697,131</b>
	1 使用料	4,563,844
	2 手数料	1,133,287

<b>9</b> 国庫支出金		<b>55,648,972</b>
	1 国庫負担金	28,963,465
	2 国庫補助金	26,087,895
	3 委託金	597,612
<b>10</b> 財産収入		<b>1,278,292</b>
	1 財産運用収入	526,874
	2 財産売却収入	751,418
<b>11</b> 寄附金		<b>196,926</b>
	1 寄附金	196,926
<b>12</b> 繰入金		<b>12,853,248</b>
	1 特別会計繰入金	289,020
	2 公営企業会計繰入金	121,577
	3 基金繰入金	12,442,651
<b>13</b> 繰越金		<b>1,000,000</b>
	1 繰越金	1,000,000
<b>14</b> 諸収入		<b>47,616,203</b>
	1 延滞金、加算金および過料等	80,847
	2 県預金利子	190
	3 貸付金元利収入	42,506,889

款	項	金額
	4 受託事業収入	756,808
	5 収益事業収入	1,959,000
	6 利子割精算金収入	1
	7 雑入	2,312,468
15 県債	1 県債	48,460,000
歳	入	486,066,391
	合	計



歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
<b>1</b> 議会費			<b>1,046,225</b>
	1 議会費		1,046,225
<b>2</b> 総務費			<b>48,386,449</b>
	1 総務管理費		11,922,103
	2 企画費		24,984,185
	3 徴税費		2,943,931
	4 市町振興費		6,199,038
	5 選挙費		438,783
	6 防災費		1,565,851
	7 統計調査費		109,593
	8 人事委員会費		93,000
	9 監査委員費		129,965
<b>3</b> 民生費			<b>47,804,724</b>
	1 社会福祉費		31,671,939
	2 児童福祉費		15,256,230
	3 生活保護費		503,460

款	項	金額
	4 災害救助費	26,217
	5 自然保護費	346,878
<b>4 衛生費</b>		<b>22,984,550</b>
	1 公衆衛生費	15,215,784
	2 環境衛生費	1,110,108
	3 保健所費	140,693
	4 医薬費	6,517,965
<b>5 労働費</b>		<b>1,615,408</b>
	1 労政費	1,137,029
	2 職業訓練費	401,736
	3 労働委員会費	76,643
<b>6 農林水産費</b>		<b>24,001,452</b>
	1 農業費	10,421,324
	2 畜産業費	401,412
	3 農地費	7,792,539
	4 林業費	4,260,473
	5 水産業費	1,125,704
<b>7 商工費</b>		<b>60,397,500</b>

	1 商業費	47,447,065
	2 工鉱業費	11,189,868
	3 繊維産業費	23,938
	4 観光費	1,736,629
<b>8 土木費</b>		<b>39,739,439</b>
	1 土木管理費	6,979,613
	2 道路橋りょう費	17,807,198
	3 河川海岸費	11,064,239
	4 港湾費	2,380,509
	5 都市計画費	1,078,943
	6 住宅費	428,937
<b>9 警察費</b>		<b>22,613,009</b>
	1 警察管理費	20,946,277
	2 警察活動費	1,666,732
<b>10 教育費</b>		<b>95,163,871</b>
	1 教育総務費	15,778,107
	2 小中学校費	39,866,621
	3 高等学校費	18,296,569
	4 特別支援学校費	8,146,900

款	項	金額
	5 大学費	3,491,793
	6 社会教育費	8,420,164
	7 保健体育費	1,163,717
<b>11</b> 災害復旧費		<b>6,254,723</b>
	1 農林水産施設災害復旧費	1,254,273
	2 土木施設災害復旧費	5,000,450
<b>12</b> 公債費		<b>63,046,336</b>
	1 公債費	63,046,336
<b>13</b> 諸支出金		<b>52,212,705</b>
	1 地方消費税清算金	27,752,730
	2 利子割交付金	45,594
	3 配当割交付金	655,560
	4 株式等譲渡所得割交付金	487,038
	5 法人事業税交付金	2,683,658
	6 地方消費税交付金	20,026,882
	7 ゴルフ場利用税交付金	159,891
	8 自動車取得税交付金	38,209
	9 環境性能割交付金	363,141

	10 利子割精算金	2
14 予備費		800,000
	1 予備費	800,000
歳	出	合
		計
		486,066,391

## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	令和5年度～令和15年度	共同発行団体による共同発行の総額から本県の負担額を控除した額およびこれに対する利子相当額
外国人観光客誘致拡大事業費	令和6年度	12,000
海外クルーズ客船おもてなし事業費	令和6年度	9,985
多様な宿泊施設整備支援事業費	令和6年度	180,000
児童科学館改修事業費	令和6年度	676,891
医師確保修学資金貸付金	令和6年度～令和10年度	93,798
陽子線がん治療資金利子補給	令和6年度～令和10年度	619
県制度融資利子補給	令和6年度～令和8年度	40,000
県制度融資保証料補給	令和6年度～令和10年度	148,854
県制度融資損失補償	令和5年度～令和16年度	94,400
勤労者住宅資金(生活支援分)利子補給	令和6年度～令和10年度	16,273
離転職者等能力開発推進事業費	令和6年度～令和7年度	56,390
農業近代化資金利子補給	令和6年度～令和26年度	47,364
農業経営支援資金利子補給	令和6年度～令和11年度	2,005
農地中間管理事業資金借入金損失補償	令和5年度～令和9年度	21,000
養殖業生産拡大支援事業費	令和8年度～令和14年度	4,666

漁業近代化資金利子補給	令和6年度～令和26年度	71,033
漁業経営維持安定資金利子補給	令和6年度～令和15年度	4,326
水産業振興資金利子補給	令和6年度～令和10年度	6,477
新規漁業就業者定着支援資金貸付金	令和6年度～令和8年度	11,490
漁業経営維持安定資金損失補償	令和5年度～令和16年度	4,185
林業近代化資金利子補給	令和6年度～令和21年度	5,206
土地改良事業費	令和6年度	330,000
農地防災事業費	令和6年度～令和7年度	437,000
道路新設改良事業費	令和6年度	210,000
橋りょう新設改良事業費	令和6年度	380,000
河川改良事業費	令和6年度	417,000
吉野瀬川ダム建設事業費	令和6年度	600,000
港湾建設事業費	令和6年度	54,000
県立学校施設リフレッシュ事業費	令和6年度	1,248,340
県立学校再編施設整備事業費	令和6年度	3,168,676
大野警察署建設事業費	令和6年度	1,710,638
財務会計システム再構築事業費	令和6年度～令和7年度	568,454

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北陸新幹線建設事業費	2,112,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償還年限30年以内  (うち据置期間5年以内)  その他の事項 (1) 工事または財政その他の都合により、 起債額の全部または一部を翌年度に繰延 起債することができる。 (2) 本債の償還は、毎年度2期に分け各半 年分を支払う。ただし、1期に満たない 端数があるときは日割計算による。 (3) 本債は、その融通条件により変更する ことができる。 (4) 財政の都合もしくは政府資金またはそ の他の融通条件により、償還年限を変更 し、または繰上償還し、あるいは低利借 換することができる。繰上償還は、据置 期間中にもすることができる。 (5) 本債は、県税、その他の歳入をもって 償還する。
地域鉄道支援事業費	9,954,000	〃	〃	
企画調整事業費	56,000	〃	〃	
生活学習館運営費	78,000	〃	〃	
防災対策費	65,000	〃	〃	
ふくい健康の森整備費	37,000	〃	〃	
児童厚生施設費	11,000	〃	〃	
小児療育センター整備費	35,000	〃	〃	
児童相談所費	1,432,000	〃	〃	
和敬学園施設整備費	3,000	〃	〃	
市町災害援護資金貸付金	1,000	〃	〃	
自然公園施設整備事業費	82,000	〃	〃	
看護専門学校整備費	14,000	〃	〃	
産業人材育成推進費	18,000	〃	〃	
土地改良事業費	694,000	〃	〃	



農地防災事業費	776,000	〃	〃	
林道事業費	96,000	〃	〃	
治山事業費	600,000	〃	〃	
総合グリーンセンター費	83,000	〃	〃	
漁港建設事業費	227,000	〃	〃	
情報産業集積促進事業費	13,000	〃	〃	
地場産業振興対策事業費	402,000	〃	〃	
陶芸公園管理費	3,000	〃	〃	
観光施設整備事業費	86,000	〃	〃	
建築指導費	1,433,000	〃	〃	
道路事業費	5,053,000	〃	〃	
国直轄道路事業費	5,370,000	〃	〃	
河川事業費	3,079,000	〃	〃	
国直轄河川事業費	3,307,000	〃	〃	
砂防事業費	522,000	〃	〃	
国直轄砂防事業費	72,000	〃	〃	
海岸保全事業費	62,000	〃	〃	
港湾建設事業費	245,000	〃	〃	
国直轄港湾事業費	172,000	〃	〃	
空港建設事業費	2,000	〃	〃	
街路事業費	129,000	〃	〃	
公園緑地事業費	226,000	〃	〃	
県営住宅建設費	51,000	〃	〃	
車輛等整備費	26,000	〃	〃	

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
警察署庁舎建設費	784,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては、当該見 直し後の利率)	償 還 年 限 30 年 以 内  (うち据置期間5年以内)
交通安全施設整備費	288,000	〃	〃	
高等学校整備費	1,972,000	〃	〃	
特別支援学校整備費	39,000	〃	〃	
県立大学施設整備費	200,000	〃	〃	
文化施設整備費	4,146,000	〃	〃	
図書館管理費	7,000	〃	〃	
青年の家等管理費	92,000	〃	〃	
福井運動公園整備費	2,000	〃	〃	
過年発生耕地災害復旧費 (公共)	10,000	〃	〃	
現年発生耕地災害復旧費 (公共)	7,000	〃	〃	
現年発生漁港災害復旧費 (公共)	59,000	〃	〃	
現年発生治山施設災害復旧費 (公共)	29,000	〃	〃	
過年発生河川等災害復旧費 (公共)	658,000	〃	〃	
現年発生河川等災害復旧費 (公共)	1,067,000	〃	〃	
河川等災害復旧費 (県単)	30,000	〃	〃	
現年発生港湾災害復旧費 (公共)	66,000	〃	〃	
臨時財政対策債	2,377,000	〃	〃	

合	計	48,460,000			



第2号議案

令和5年度 福井県公債管理特別会計予算

令和5年度福井県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ111,265,351千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 35,231,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限20年以内  (うち据置期間5年以内)

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款	項	金	額	
1 繰入金			<b>76,034,351</b>	
	1 一般会計繰入金		62,700,351	
	2 基金繰入金		13,334,000	
2 県債			<b>35,231,000</b>	
	1 県債		35,231,000	
歳 入 合 計			<b>111,265,351</b>	

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 公債費		<b>111,265,351</b>
	1 公債費	111,265,351
歳 出 合 計		<b>111,265,351</b>



### 第3号議案

### 令和5年度 福井県用品等集中管理事業特別会計予算

令和5年度福井県用品等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ273,915千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款	項	金	額	
1 使用料および手数料	1 使用料		<b>49,388</b>	
	2 手数料		48,803	585
2 財産収入	1 財産売払収入		<b>169,190</b>	
			169,190	
3 繰越金	1 繰越金		<b>5,269</b>	
			5,269	
4 諸収入	1 雑入		<b>50,068</b>	
			50,068	
歳 入 合 計			<b>273,915</b>	

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
<b>1</b> 用品等集中管理費		<b>273,915</b>
	1 用品調達費	189,981
	2 自動車管理費	33,865
	3 文書事務管理費	50,069
歳 出 合 計		<b>273,915</b>

## 第4号議案

## 令和5年度 福井県災害救助基金特別会計予算

令和5年度福井県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,363千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
<b>1</b> 財産収入				<b>21</b>
		<b>1</b> 財産運用収入		21
<b>2</b> 繰入金				<b>20,342</b>
		<b>1</b> 一般会計繰入金		20,342
歳 入		合 計		<b>20,363</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
<b>1</b> 民生費		<b>20,363</b>
	<b>1</b> 災害救助基金	20,363
歳 出 合 計		<b>20,363</b>



第5号議案

令和5年度 福井県国民健康保険特別会計予算

令和5年度福井県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,515,972千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
<b>1</b>	分担金および負担金			<b>17,777,467</b>
		<b>1</b>	負担金	17,777,467
<b>2</b>	国庫支出金			<b>16,321,706</b>
		<b>1</b>	国庫負担金	11,930,071
		<b>2</b>	国庫補助金	4,391,635
<b>3</b>	前期高齢者交付金			<b>24,809,393</b>
		<b>1</b>	前期高齢者交付金	24,809,393
<b>4</b>	共同事業交付金			<b>156,721</b>
		<b>1</b>	共同事業交付金	156,721
<b>5</b>	財産収入			<b>149</b>
		<b>1</b>	財産運用収入	149
<b>6</b>	繰入金			<b>4,522,449</b>
		<b>1</b>	他会計繰入金	3,811,000
		<b>2</b>	基金繰入金	711,449
<b>7</b>	繰越金			<b>922,649</b>
		<b>1</b>	繰越金	922,649

款	項	金額
8 諸収入	1 雑入	5,438 5,438
歳 入 合 計		64,515,972

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 民生費		<b>64,515,972</b>
	1 国民健康保険費	64,515,972
歳 出 合 計		<b>64,515,972</b>



## 第6号議案

## 令和5年度 福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和5年度福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,675千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、次表「債務負担行為」による。

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
母子福祉資金貸付金	令和6年度～令和10年度	24,037 <sup>千円</sup>
父子福祉資金貸付金	令和6年度～令和10年度	17,712
寡婦福祉資金貸付金	令和6年度～令和10年度	13,428

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款	項	金	額	
<b>1</b> 財産収入				<b>7</b>
	<b>1</b> 財産運用収入			7
<b>2</b> 繰入金				<b>1,879</b>
	<b>1</b> 一般会計繰入金			1,879
<b>3</b> 繰越金				<b>41,913</b>
	<b>1</b> 繰越金			41,913
<b>4</b> 諸収入				<b>48,876</b>
	<b>1</b> 貸付金元利収入			48,765
	<b>2</b> 雑入			111
歳 入	合 計			<b>92,675</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
<b>1</b> 民生費		<b>92,675</b>
	<b>1</b> 母子父子寡婦福祉資金貸付金	92,675
歳 出	合 計	<b>92,675</b>

## 第7号議案

## 令和5年度 福井県営産業団地整備事業特別会計予算

令和5年度福井県営産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ609,824千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、次表「債務負担行為」による。

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県営産業団地整備事業費	令和6年度	188,289 <sup>千円</sup>

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営産業団地整備事業費	千円 406,000	普通貸借または証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治

別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
<b>1</b>	繰入金			<b>549</b>
		<b>1</b>	一般会計繰入金	549
<b>2</b>	諸収入			<b>203,275</b>
		<b>1</b>	雑入	203,275
<b>3</b>	県債			<b>406,000</b>
		<b>1</b>	県債	406,000
	歳 入	合 計		<b>609,824</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 商工費		<b>609,824</b>
	1 県営産業団地整備費	609,824
歳 出 合 計		<b>609,824</b>

第 8 号議案

令和 5 年度 福井県中小企業支援資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度福井県中小企業支援資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,338,754 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備貸与資金貸付金	千円 706,500	普通貸借または証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還年限 30 年以内  (うち据置期間 5 年以内)

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
<b>1</b>	財産収入			<b>76</b>
		<b>1</b>	財産運用収入	76
<b>2</b>	繰入金			<b>95,838</b>
		<b>1</b>	一般会計繰入金	95,838
<b>3</b>	繰越金			<b>18,779</b>
		<b>1</b>	繰越金	18,779
<b>4</b>	諸収入			<b>517,561</b>
		<b>1</b>	貸付金元利収入	517,561
<b>5</b>	県債			<b>706,500</b>
		<b>1</b>	県債	706,500
	歳 入		合 計	<b>1,338,754</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
<b>1</b> 商工費		<b>1,338,754</b>
	<b>1</b> 中小企業支援資金貸付金	1,338,754
歳 出 合 計		<b>1,338,754</b>

第9号議案

令和5年度 福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和5年度福井県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,616千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
<b>1</b>	財産収入			<b>17</b>
		<b>1</b>	財産運用収入	17
<b>2</b>	繰入金			<b>128</b>
		<b>1</b>	一般会計繰入金	128
<b>3</b>	繰越金			<b>88,051</b>
		<b>1</b>	繰越金	88,051
<b>4</b>	諸収入			<b>3,420</b>
		<b>1</b>	貸付金元利収入	3,420
	歳 入	合 計		<b>91,616</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 農林水産費		<b>91,616</b>
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	91,616
歳 出 合 計		<b>91,616</b>

第10号議案

令和5年度 福井県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和5年度福井県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,538千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治





別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
<b>1</b>	繰入金			<b>444</b>
		<b>1</b>	一般会計繰入金	444
<b>2</b>	繰越金			<b>72,235</b>
		<b>1</b>	繰越金	72,235
<b>3</b>	諸収入			<b>10,859</b>
		<b>1</b>	貸付金元利収入	10,859
	歳 入	合 計		<b>83,538</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 農林水産費		<b>83,538</b>
	1 林業改善資金貸付金	83,538
歳 出 合 計		<b>83,538</b>

第11号議案

令和5年度福井県県有林事業特別会計予算

令和5年度福井県県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,268,913千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別表 歳入歳出予算		歳入		(単位 千円)
款		項		金額
<b>1</b>	使用料および手数料			<b>71</b>
		<b>1</b>	使用料	71
<b>2</b>	国庫支出金			<b>243,027</b>
		<b>1</b>	国庫補助金	243,027
<b>3</b>	財産収入			<b>172,327</b>
		<b>1</b>	財産売却収入	172,327
<b>4</b>	繰入金			<b>853,488</b>
		<b>1</b>	一般会計繰入金	853,488
	歳入		合計	<b>1,268,913</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
<b>1</b> 農林水産費		<b>1,268,913</b>
	<b>1</b> 県有林費	1,268,913
歳 出 合 計		<b>1,268,913</b>

第12号議案

令和5年度 福井県用地先行取得事業特別会計予算

令和5年度福井県用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,441千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治





別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
<b>1</b> 諸収入		<b>1</b> 受託事業収入		<b>137,441</b>
				137,441
	歳 入	合 計		<b>137,441</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
<b>1</b>	用地先行取得事業費	<b>137,441</b>
	<b>1</b> 用地取得事業費	137,441
歳 出 合 計		<b>137,441</b>

第13号議案

令和5年度 福井県駐車場整備事業特別会計予算

令和5年度福井県駐車場整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173,431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別表 歳入歳出予算		歳入		(単位 千円)
款		項		金額
<b>1</b> 使用料および手数料		<b>1</b> 使用料		<b>66,453</b> 66,453
<b>2</b> 繰入金		<b>1</b> 一般会計繰入金		<b>106,978</b> 106,978
歳入合計				<b>173,431</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
<b>1</b> 土木費		<b>173,431</b>
	<b>1</b> 駐車場整備費	173,431
歳 出	合 計	<b>173,431</b>

第14号議案

令和5年度 福井県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度福井県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,030,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額は、次表「継続費」による。

継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
土 木 費	港 湾 費	敦賀港港湾整備事業費	2,288,750 千円	令和5年度	550,000 千円
				令和6年度	1,030,000
				令和7年度	708,750

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次表「地方債」による。

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業費	千円 1,201,000	普通貸借または 証券発行 (政府資金、その他)	7.0%以内  (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び地 方公共団体金融機構資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	償還年限30年以内  (うち据置期間5年以内)

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
<b>1</b> 使用料および手数料		<b>1</b> 使用料		<b>406,843</b> 406,843
<b>2</b> 繰入金		<b>1</b> 一般会計繰入金		<b>1,422,930</b> 1,422,930
<b>3</b> 県債		<b>1</b> 県債		<b>1,201,000</b> 1,201,000
歳 入 合 計				<b>3,030,773</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
<b>1</b> 土木費		<b>3,030,773</b>
	<b>1</b> 港湾費	3,030,773
歳 出 合 計		<b>3,030,773</b>

第15号議案

令和5年度福井県証紙特別会計予算

令和5年度福井県証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,886,685千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治



別 表 歳入歳出予算		歳 入		(単位 千円)
款		項		金 額
<b>1</b> 繰越金		<b>1</b> 繰越金		<b>300,000</b> 300,000
<b>2</b> 証紙収入		<b>1</b> 証紙収入		<b>1,579,525</b> 1,579,525
歳 入 合 計				<b>1,879,525</b>

歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
<b>1</b> 総務費		<b>1,879,525</b>
	<b>1</b> 証紙	1,879,525
歳 出 合 計		<b>1,879,525</b>

第16号議案

令和5年度 福井県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度福井県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

	県立病院	県立すこやかシルバー病院	計
	759床	100床	859床

(2) 年間患者数

	県立病院	県立すこやかシルバー病院	計
入院	202,369人	31,573人	233,942人
外来	254,575人	8,505人	263,080人

(3) 1日平均患者数

	県立病院	県立すこやかシルバー病院	計
入院	554人	87人	641人
外来	1,048人	35人	1,083人

(4) 主な建設改良事業

磁気共鳴画像診断装置の更新	330,000千円
陽子線がん治療センター治療装置更新	1,149,500千円

こころの医療センター病棟再編事業 267,931千円

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	26,664,965千円
第1項 医業収益	21,606,983千円
第2項 医業外収益	4,475,900千円
第3項 特別利益	582,082千円
支 出	
第1款 病院事業費用	25,540,014千円
第1項 医業費用	24,904,936千円
第2項 医業外費用	635,618千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,964,552千円は、損益勘定留保資金1,964,552千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	5,172,130千円
第1項 企業債	3,196,000千円
第2項 医師公舎敷金返還金	2,278千円
第3項 繰入金	1,972,152千円



第4項 その他資本的収入 1,700千円

支出

第1款 資本的支出 7,136,682千円

第1項 建設改良費 3,447,206千円

第2項 企業債償還金 3,185,383千円

第3項 投資 504,093千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院 施設改良事業	2,100,000千円	普通貸借または 証券発行  (政府資金、その他)	7.0%以内	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)
器械備品	1,096,000千円	〃	〃	償還年限10年以内 (うち据置期間1年以内)

(ただし、利率見直し方式で  
借り入れる政府資金及び地  
方公共団体金融機構資金に  
ついて、利率の見直しを行  
った後においては、当該見  
直し後の利率)

- その他の事項
- (1) 工事またはその他の都合により、起債額の全部または一部を翌年度に繰延起債することができる。
  - (2) 本債の償還は、毎年度2期に分け、各半年分を支払う。ただし、1期に満たない端数があるときは、日割計算による。
  - (3) 本債は、その融通条件により変更することができる。
  - (4) 企業財政の都合もしくは政府資金またはその他の融通条件により、償還年限を変更し、または繰上償還し、あるいは低利借換すること

とができる。繰上償還は、据置期間中にもすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における医業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,807,246千円

(2) 交際費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,166,163千円と定める。

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治

(総則)

第1条 令和5年度福井県臨海工業用地等造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業	付帯工事費	533,331千円
---------------	-------	-----------

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 造成事業収益	1,531千円
------------	---------

第1項 営業外収益	1,531千円
-----------	---------

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出のうち福井臨海工業用地等造成事業費735,865千円は、土地造成積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額161,213千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	54,857千円
-----------	----------

第1項 貸付金返還金	54,857千円
------------	----------

支 出

第1款 資 本 的 支 出	951,935千円
第1項 福井臨海工業用地等 造 成 事 業 費	951,935千円
(一時借入金)	

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 32,282千円 |
| (2) 交 際 費     | 177千円    |

令 和 5 年 2 月 8 日 提 出

福 井 県 知 事      杉      本      達      治

第18号議案

令和5年度 福井県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度福井県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	県営第一工業用水道	9カ所	
	福井臨海工業用水道	51カ所	
(2) 給水量	県営第一工業用水道	11,188,620m <sup>3</sup> /年	30,570m <sup>3</sup> /日
	福井臨海工業用水道	13,105,362m <sup>3</sup> /年	35,807m <sup>3</sup> /日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	826,482千円
第1項 営業収益	793,674千円
第2項 営業外収益	32,808千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	718,130千円
第1項 営業費用	676,543千円
第2項 営業外費用	41,587千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出のうち第一工業用水道設備改良費7,755千円、および臨海工業用水道設備改良費36,694千円は、建設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,857千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款	資	本	的
	収	入	
第1項	負	担	金
			97,902千円
			97,902千円
	支	出	
第1款	資	本	的
	支	出	
第1項	長	期	借
	入	金	返
	還	金	
			54,857千円
第2項	第	一	工
	設	備	改
	良	費	
			7,755千円
第3項	臨	海	工
	設	備	改
	良	費	
			89,408千円
第4項	臨	海	工
	設	備	改
	良	費	
			45,188千円

(継続費)

第5条 継続費の総額および年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	臨海工業用水道	臨海工業用水道事業	2,156,990千円	令和5年度	75,306千円
	設備改良費	[沈殿池増設工事]		令和6年度	450,010千円
				令和7年度	352,506千円
				令和8年度	1,279,168千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額

に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 65,547千円

(2) 交際費 105千円

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉本達治





第19号議案

令和5年度 福井県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度福井県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水量	坂井地区水道	16,168,050m <sup>3</sup> /年	44,175m <sup>3</sup> /日
	日野川地区水道	18,995,400m <sup>3</sup> /年	51,900m <sup>3</sup> /日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	3,403,605千円
第1項 営業収益	3,013,059千円
第2項 営業外収益	390,546千円
支 出	
第1款 水道事業費用	3,062,577千円
第1項 営業費用	2,899,858千円
第2項 営業外費用	162,719千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出のうち坂井地区水道用水供給事業設備改良費661,578千円は、建

設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,401,797千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。。

支 出		
第1款	資本的支出	2,063,375千円
第1項	企業債償還金	517,478千円
第2項	坂井地区水道用水供給事業設備改良費	661,578千円
第3項	日野川地区水道用水供給事業設備改良費	884,319千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
受水流量計更新工事	令和6年度	8,162千円
動力設備更新工事	令和6年度	225,445千円
ろ過池改築工事	令和6年度	211,748千円
浄水池改築工事	令和6年度	307,010千円
膜ろ過装置更新工事	令和6年度	668,443千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 180,787千円
- (2) 交際費 60千円

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉本達治



(総則)

第1条 令和5年度福井県臨海下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 量 5,563,932m<sup>3</sup>/年 15,202m<sup>3</sup>/日

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,245,249千円
第1項 営業収益	913,393千円
第2項 営業外収益	331,856千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,216,145千円
第1項 営業費用	1,193,957千円
第2項 営業外費用	22,188千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出のうち18,030千円は建設改良積立金を取り崩し、なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款	資	本	的
	収	入	
第1項	負	担	金
第2項	国	庫	補
	助	金	
	支	出	
第1款	資	本	的
	支	出	
第1項	福	井	臨
	設	備	改
			良
第2項	福	井	臨
	建	設	下
			水
第3項	予	備	費

149,324千円

144,309千円

5,015千円

169,354千円

23,045千円

144,309千円

2,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額

に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 45,007千円

(2) 交 際 費 32千円

令和5年2月8日提出

福井県知事 杉 本 達 治





(総 則)

第1条 令和5年度福井県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                             |                         |
|---------------|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 年間総処理水量   | 17,061,000m <sup>3</sup> /年 | 46,742m <sup>3</sup> /日 |
| (2) 主要な建設改良事業 | 954,000千円                   |                         |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,561,515千円
第1項 営業収益	887,172千円
第2項 営業外収益	1,674,343千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2,658,639千円
第1項 営業費用	2,630,014千円
第2項 営業外費用	28,625千円

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額66,739千円は、過

年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,166,721千円
第1項 企 業 債	248,000千円
第2項 負 担 金	213,250千円
第3項 他 会 計 補 助 金	213,471千円
第4項 国 庫 支 出 金	492,000千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,233,460千円
第1項 企 業 債 償 還 金	279,460千円
第2項 建 設 改 良 費	954,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
九頭竜川流域 下水道事業費	248,000千円	普通貸借または 証券発行	7.0%以内	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)

(政府資金、その他)

(ただし、利率見直し方式で  
借り入れる政府資金及び地  
方公共団体金融機構資金に  
ついて、利率の見直しを行  
った後においては、当該見  
直し後の利率)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用に計上した消費税および地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費                    29,631千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の安定のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、234,976千円である。

令和5年2月8日提出

福 井 県 知 事      杉      本      達      治



# 第二十二号議案

福井県手数料徴収条例の一部改正について

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県手数料徴収条例（平成十二年福井県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第二条、第三条関係） 一～四（略） 五 健康福祉部関係			
事務の区分	名称	事務の区分	名称
一～百九十五（略）	（略）	一～百九十五（略）	（略）
百九十六 介護保険法第六十九條の二第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成および合格	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成等手数料	百九十六 介護保険法第六十九條の二第一項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務のうち試験の問題の作成および合格	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成等手数料
	金額		金額
	千四百円		千八百円

第二十二号議案 福井県手数料徴収条例の一部改正について

の基準の設定に関する事務 百九十七～二百十一（略） 六・七（略） 八 土木部関係	事務の区分 一～二十一の三（略） 二十二（略） 二十二の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率の算定の特例に係る認定の申請に対する審査 二十三～二十五（略） 二十六（略） 二十六の二 建築基準法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 二十七 建築基準法第五十条第四項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 二十八～二十九の三（略） 二十九の四（略） 二十九の五 建築基準法第五十八条第二項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する特例の許可の申請に	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
		名称	金額	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		建築物の容積率の算定の特例に係る認定申請手数料	二万七千円	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		建築物の高さの特例許可申請手数料	十六万円	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
の基準の設定に関する事務 百九十七～二百十一（略） 六・七（略） 八 土木部関係	事務の区分 一～二十一の三（略） 二十二（略） 二十二の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率の算定の特例に係る認定の申請に対する審査 二十三～二十五（略） 二十六（略） 二十六の二 建築基準法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 二十七 建築基準法第五十条第四項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 二十八～二十九の三（略） 二十九の四（略） 二十九の五 建築基準法第五十八条第二項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する特例の許可の申請に	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
		名称	金額	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		建築物の容積率の算定の特例に係る認定申請手数料	二万七千円	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		建築物の高さの特例許可申請手数料	十六万円	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	十六万円	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		

対する審査	三十三(略)	四十二 建築基準法第八十六條第二項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による建築物に関する制限の特例の認定の申請に対する審査	(略)	1 建築物(既存建築物を前提とした建築物の特例認定申請手数料) 2 (略) 七万八千円	(略)	(略)
四十二の二・四十二の三(略)	(略)	四十三 建築基準法第八十六條の二第一項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築または一敷地内認定建築物の増築等の認定の申請に対する審査	(略)	1 建築物(一敷地内認定建築物以外の建築物であつて新築するものまたは一敷地内認定建築物であつて増築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が一である場合 2 (略) 七万八千円	(略)	(略)
四十三の二(略)	(略)	四十三の三 建築基準法第八十六條の二第三項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	(略)	十六万円	(略)	(略)
四十三の三 建築基準法第八十六條の二第三項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の新築または一敷地内許可建築物の増築等の許可の申請に対する審査	(略)	四十三の三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項から九十七の項までにおいて「法」という。)	(略)	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1・2 (略)	(略)	(略)
四十三の三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項から九十七の項までにおいて「法」という。)	(略)	四十三の三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この項から九十七の項までにおいて「法」という。)	(略)	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1・2 (略)	(略)	(略)

九 (略)	九十四〇百 (略)	(略)	(略)	九 (略)	九十四〇百 (略)	(略)	(略)
----------	-----------	-----	-----	----------	-----------	-----	-----

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

関係法令の改正等に伴い、手数料の額の新設等をしたので、この案を提出する。



## 第二十三号議案

福井県退職手当基金条例の制定について

福井県退職手当基金条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県退職手当基金条例

### (設置)

第一条 福井県職員等の退職手当に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十五号）に基づく退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、財政の健全な運営に資するため、福井県退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、退職手当の支給に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

職員の定年の段階的引上げに伴い、退職手当の支給に要する経費の財源を確保し、財政の健全な運営に資するため、福井県退職手当基金を設置したいので、この案を提出する。

## 第二十四号議案

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正について

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十一年福井県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに規定する業務 四百円</p> <p>二 前項第四号に規定する業務 三百五十円</p> <p>(家畜等取扱作業に従事する職員の手当)</p> <p>第二十四条 家畜等取扱作業に従事する職員の手当は、次に掲げる作業の区分に</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号から第三号までに規定する業務 三百四十円</p> <p>二 前項第四号に規定する業務 三百円</p> <p>(家畜等取扱作業に従事する職員の手当)</p> <p>第二十四条 家畜等取扱作業に従事する職員の手当は、次に掲げる作業の区分に</p>

応じて人事委員会の定める公署に勤務する職員が当該作業に従事したときに支給する。

一 精液の採取のために種雄畜を制する作業または畜舎外において行う作業のうち人事委員会の定める作業

二・三 (略)

2 前項の手当の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 前項第三号に掲げる作業 四百四十円

(家畜の保健衛生業務に従事する職員の手当)

第二十五条 家畜の保健衛生業務に従事する職員の手当は、家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員が家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第三条第一項各号に掲げる事務のうち家畜(死亡した家畜を含む。)に接触して行う事務に従事したときに支給する。

2 (略)

(警察の職員の手当)

第四十一条 警察の職員の手当は、警察の職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一(十一) (略)

十二 防弾装備を装着し、および武器を携帯して行う業務で次のいずれかに該当するもの

イ 銃器またはクロスボウ(以下「銃器等」という。)の使用が確認または推測される犯罪現場における犯人の逮捕等の業務で人事委員会の定めるもの

ロ (略)

ハ 銃器等を所持する犯人の逮捕の業務で人事委員会の定めるもの

ニ ハの業務(銃器等を使用した犯人の逮捕の業務に限る。)に付随して行われる固定配置の業務で人事委員会の定めるもの

ホ 銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所等に対する張付け警戒の業務で人事委員会の定めるもの

応じて人事委員会の定める公署に勤務する職員が当該作業に従事したときに支給する。

一 精液の採取のために種雄畜を制する作業または畜舎外において人事委員会の定める種雄畜を制する作業

二・三 (略)

2 前項の手当の額は、従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 (略)

二 前項第三号に掲げる作業 五百四十円

(家畜の保健衛生業務に従事する職員の手当)

第二十五条 家畜の保健衛生業務に従事する職員の手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員(次号に規定する職員を除く。)が家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第三条第一項各号に掲げる事務に従事したとき

二 家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員のうち管理職手当を受ける職員が家畜保健衛生所法第三条第一項各号に掲げる事務のうち家畜(死亡した家畜を含む。)に接触して行う事務に従事したとき

2 (略)

(警察の職員の手当)

第四十一条 警察の職員の手当は、警察の職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。

一(十一) (略)

十二 防弾装備を装着し、および武器を携帯して行う業務で次のいずれかに該当するもの

イ 銃器の使用が確認または推測される犯罪現場における犯人の逮捕等の業務で人事委員会の定めるもの

ロ (略)

ハ 銃器等を所持する犯人の逮捕の業務で人事委員会の定めるもの

ニ ハの業務(銃器等を使用した犯人の逮捕の業務に限る。)に付随して行われる固定配置の業務で人事委員会の定めるもの

ホ 銃器等が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団の事務所等に対する張付け警戒の業務で人事委員会の定めるもの

へ (略)  
十三 (略)

2 (略)

附 則

1  
23 (略)

24 給与条例附則第二十二項の規定の適用を受ける職員に対する第二十九条第二項および第三十二条第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条第二項	当該各号に定める額	当該各号に定める額に、百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）
第三十二条第二項	定める額	考慮して定める額に、百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）とする

へ (略)  
十三 (略)

2 (略)

附 則

1  
23 (略)

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第二条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和二十九年福井県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（農林漁業普及指導手当） 第二十二條の四（略）</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した月一月につき一万七千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。</p>		<p>（農林漁業普及指導手当） 第二十二條の四（略）</p> <p>2 前項の手当の額は、従事した月一月につき一万六千円とする。</p>	
<p>附則 1 33（略）</p> <p>34 附則第二十二項の規定の適用を受ける職員に対する第八條第二項および第二十二條の五第二項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>附則 1 33（略）</p>	
<p>読み替える規定 第八條第二項</p>	<p>読み替えられる字句 定める</p>	<p>読み替える字句 定める額に、百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額とする）</p>	<p>読み替える字句 定める額に、百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額とする）</p>
<p>第二十二條の五第二項</p>	<p>定める</p>	<p>定める額に、百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額とする）</p>	<p>定める額に、百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額とする）</p>

（福井県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第三条 福井県職員の育児休業等に関する条例（平成四年福井県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例）</p> <p>第十七条 育児短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下この条から第二十一条までにおいて同じ。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第二十一条第六項	（略）	（略）	（略）
第二十二条の四第二項	一万七千円	（略）	（略）
第二十二条の五第二項	（略）	（略）	（略）
		乗じて得た額	

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- この条例の施行に必要な事項は、人事委員会規則で定める。

提 案 理 由

職員の特殊勤務手当の実情等を踏まえ、特殊勤務手当の額の改正を行いたいので、この案を提出する。





# 第二十五号議案

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福井県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（週休日および勤務時間の割振り）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員および次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、始業および終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p>	<p>（週休日および勤務時間の割振り）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p>

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、  
 週休日ならびに始業および終業の時刻について職員の申告を考慮して、第一項  
 の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、および当該職員の勤務  
 時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項および  
 第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、当該申告  
 を経て、単位期間ごとの期間につき、第一項の規定による週休日に加えて当該  
 職員の週休日（および前条に規定する勤務時間となるように当該職員の  
 勤務時間を割り振ることができる。）

一 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日の間にある子の養育をする職  
 員であつて人事委員会規則で定めるものまたは要介護者（配偶者（届出をし  
 ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同  
 じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、  
 疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営む  
 のに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をする職員

二 前号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会規則で定めるもの

第四条（略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振り（および勤務時間  
 の割振り）を定める場合  
 には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の  
 週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等  
 の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職  
 員にあつては八日以上（および）を設けなければならない。ただし、職務の特  
 殊性または公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短  
 時間勤務等の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職  
 員等、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあつては、  
 八日以上）の週休日（および）を設けることが困難である職員について、人事委員会と協  
 議して、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき  
 一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四  
 週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務  
 等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

2 任命権者は、前項の規定により週休日および勤務時間の割振り（および勤務時間  
 の割振り）を定める場合  
 には、人事委員会規則の定めるところにより、四週間を超えない期間について  
 これを定め、当該期間内に一週間当たり二日の週休日（育児短時間勤務職員等  
 にあつては二日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再  
 任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあつては二日以上（および）  
 を設けなければならない。ただし、職務の特殊性または公署の特殊の必要（  
 育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、一  
 週間当たり二日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員および  
 任期付短時間勤務職員にあつては、二日以上）の週休日（および）を設けることが困難で  
 ある職員について、人事委員会と協議して、人事委員会規則の定めるところに  
 より、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育  
 児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一  
 日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合に  
 は、この限りでない。

（休憩時間）

第六条 任命権者は、職員に対し、一日の勤務時間が六時間を超える場合におい  
 ては、少なくとも四十五分、七時間四十五分以上の場合においては少なくとも一  
 時間の休憩時間を勤務時間の途中に与えなければならない。

（休憩時間）

第六条 任命権者は、職員に対し、一日の勤務時間が六時間を超える場合におい  
 ては、少なくとも一時間の休憩時間を勤務時間の途中に与えなければならない。

2・3（略）

2・3（略）

(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)  
第八条の三 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する子をいう。以下この条において同じ。)」のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。))における」と、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第十五条 介護休暇は、職員が要介護者の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(育児または介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)  
第八条の三 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、第十五条第一項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する子をいう。以下この条において同じ。)」のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。))における」と、第二項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第十五条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病または老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

フレックスタイム制の導入に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

# 第二十六号議案

福井県指定管理者制度基本条例の一部改正について

福井県指定管理者制度基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県指定管理者制度基本条例の一部を改正する条例

福井県指定管理者制度基本条例（平成十八年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人情報の保護）</p> <p>第十四条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第六十六条第二項第二号において準用する同条第一項の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 指定管理施設の管理の業務に従事している者または従事していた者は、個人情報保護法第六十七条の規定を遵守しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は、個人情報保護法第六十六条第二項第二号において準用する同条第一項の規定により講じた措置の内容を知事等に報告しなければならない。</p>	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第十四条 指定管理者または指定管理施設の管理の業務に従事している者もしくは従事していた者は、福井県個人情報保護条例（平成十四年福井県条例第六号）第十二条の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、福井県個人情報保護条例第十二条第二項の規定により講じた措置の内容を知事等に報告しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

# 第二十七号議案

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

福井県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年福井県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
執行機関	執行機関	執行機関	執行機関
一～三（略）	（略）	一～三（略）	（略）
四 知事	外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定および実施、就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	四 知事	外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定および実施、就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの
五～十八（略）	（略）	五～十八（略）	（略）

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

個人番号を利用できる事務を拡充したいので、この案を提出する。



## 第二十八号議案

福井県並行在来線経営安定基金条例の制定について

福井県並行在来線経営安定基金条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県並行在来線経営安定基金条例

### (設置)

第一条 福井県の並行在来線（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道の路線の開業に伴い、西日本旅客鉄道株式会社から経営が分離される鉄道事業に係る路線をいう。）を運営する鉄道事業者の経営の安定に資するため、福井県並行在来線経営安定基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算の定めるところによる。

### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

並行在来線が長期に渡り安定して経営できるよう支援するための財源に充てるため、福井県並行在来線経営安定基金を設置したいので、この案を提出する。

# 第二十九号議案

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部改正について

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県立恐竜博物館の設置および管理に関する条例（平成十二年福井県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>（福井県立恐竜博物館運営協議会）                      第十三条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二十三条第一項の規定に基づき、恐竜博物館に福井県立恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u>                      2～4 （略）</p>				<p>（福井県立恐竜博物館運営協議会）                      第十三条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二十条第一項の規定に基づき、恐竜博物館に福井県立恐竜博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。</u>                      2～4 （略）</p>			
別表第一（第五条関係）				別表第一			
一 常設展、特別展および化石研究展示				一 常設展および特別展			
区分		金額（単位 円）		区分		金額（単位 円）	
常設展	個人	観覧券に	一般	1,000	常設展	個人	観覧券に
							一般
							七三〇



二 小学校就学の始期に達するまでの者については、無料とする。

別表第二(第六条関係)

一 施設

区分	金額(単位 円)	
	九時から十二時まで	九時から十七時まで
多目的ホール	二二、〇〇〇	五七、〇〇〇
研修室	六、五〇〇	一八、〇〇〇

備考(略)

二 設備

区分	単位	算定基礎	金額(単位 円)	
			(略)	(略)
マイクロホン	一本	一回五時間以内につき 一時間増すごとに	一三〇	二六
ワイヤレスマイクロホン	(略)	(略)	(略)	(略)
オーバーヘッドプロジェクター	(略)	(略)	(略)	(略)

二 小学校就学の始期に達するまでの者および七十歳以上の者については、無料とする。

別表第二(第六条関係)

一 施設

区分	金額(単位 円)	
	十時から十二時まで	十時から十八時まで
特別展示室	八、八〇〇	三五、六二〇
講堂	六、三九〇	二六、一九〇
研修室	二、八三〇	一一、五二〇

備考(略)

二 設備

区分	単位	算定基礎	金額(単位 円)	
			(略)	(略)
同時通訳システム	一式	一回五時間以内につき 一時間増すごとに	二八、二八〇	五、六五六
イヤホン	一台	一回五時間以内につき 一時間増すごとに	二四	二〇
マイクロホン	一本	一回五時間以内につき 一時間増すごとに	一三〇	二六
ワイヤレスマイクロホン	(略)	(略)	(略)	(略)
十六ミリ映写装置	一式	一回五時間以内につき 一時間増すごとに	三、二五〇	六五〇
スライド映写機	一式	一回五時間以内につき 一時間増すごとに	五六〇	一一二
オーバーヘッドカメラ	一式	一回五時間以内につき 一時間増すごとに	三一〇	六二
オーバーヘッドプロジェクター	(略)	(略)	(略)	(略)
カセットテープレコーダー	一台	一回五時間以内につき 一時間増すごとに	一三〇	四六

備考 (略)		備考 (略)	
別表第三 (第七条関係)		別表第三 (第七条関係)	
区分	金額 (単位 円)	区分	金額 (単位 円)
走査型電子顕微鏡による観察	一試料につき 三、七五〇	ビデオテープレコーダー	一回五時間以内につき 一、四七〇
元素組成の分析	(略)	コンパクトディスクプレーヤー	一回五時間以内につき 二九四
(略)	(略)	反射エックス線を用いた鉱物分析	一試料につき 三、六三〇
		走査型電子顕微鏡による観察	一試料につき 三、七五〇
		元素組成の分析	(略)
		(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

福井県立恐竜博物館のリニューアルに伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

# 第三十号議案

福井県立美術館の設置および管理に関する条例等の一部改正について

福井県立美術館の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県立美術館の設置および管理に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県立美術館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第一条 福井県立美術館の設置および管理に関する条例(昭和五十二年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(福井県立美術館運営協議会) 第四条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三条第一項の規定に基づき、美術館に福井県立美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。 255 (略)</p>	<p>(福井県立美術館運営協議会) 第四条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十条第一項の規定に基づき、美術館に福井県立美術館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。 255 (略)</p>

(福井県立若狭歴史博物館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第二条 福井県立若狭歴史博物館の設置および管理に関する条例(昭和五十七年福井県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(福井県立若狭歴史博物館運営協議会)</p> <p>第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三条第一項の規定に基づき、博物館に福井県立若狭歴史博物館運営協議会(以下「協議会」といふ。)を置く。</p> <p>2(略)</p>	<p>(福井県立若狭歴史博物館運営協議会)</p> <p>第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十条第一項の規定に基づき、博物館に福井県立若狭歴史博物館運営協議会(以下「協議会」といふ。)を置く。</p> <p>2(略)</p>

(福井県立歴史博物館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第三条 福井県立歴史博物館の設置および管理に関する条例(昭和五十九年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(福井県立歴史博物館運営協議会)</p> <p>第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十三条第一項の規定に基づき、歴史博物館に福井県立歴史博物館運営協議会(以下「協議会」といふ。)を置く。</p> <p>2(略)</p>	<p>(福井県立歴史博物館運営協議会)</p> <p>第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十条第一項の規定に基づき、歴史博物館に福井県立歴史博物館運営協議会(以下「協議会」といふ。)を置く。</p> <p>2(略)</p>

(旅館業法施行条例の一部改正)

第四条 旅館業法施行条例(昭和三十二年福井県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(清純な施設環境を保持しなければならない施設等)</p> <p>第四条 法第三条第三項第三号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館および同法第三十一条第一項に規定する博物館に相当する施設</p> <p>四(略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(清純な施設環境を保持しなければならない施設等)</p> <p>第四条 法第三条第三項第三号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館および同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>四(略)</p> <p>2 (略)</p>



附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

博物館法の一部改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。



# 第三十一号議案

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例の一部改正について

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県子ども家族館の設置および管理に関する条例（平成十九年福井県条例第五十号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表（第十条関係）										別表（第十条関係）																							
改正後										改正前																							
一回入場券により入場する場合					区分					限度額（単位 円）					一回入場券により入場する場合					区分					限度額（単位 円）								
					個人		団体			一般		学生		一般		学生		一般		一般		学生		一般		一般		学生		一般			
					一団の入場者の数が五人以上十九人以下のもの		一団の入場者の数が二十人以上のもの			一般		学生		一般		学生		一般		一般		学生		一般		一般		学生		一般			
					三二〇		一五〇			二九〇		一四〇		二四〇		一一〇		二二〇		八〇		一九〇		一〇〇		二二〇		一〇〇		一六〇		八〇	

備考 一～四 (略)	定期入場券により入場する場合	一般	三、一五〇
	学生		一、五八〇
備考 一～四 (略)	定期入場券により入場する場合	一般	二、一〇〇
	学生		一、〇五〇

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

福井県子ども家族館のリニューアルに伴い、利用料金を改定したいので、この案を提出する。

## 第三十二号議案

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正について

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県認定こども園の認定の要件に関する条例および福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第一条 福井県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成十八年福井県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。  
附則を次のように改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(認定こども園の職員資格に係る特例)

- 2 園児の登園または降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表第一の一の部1の項下欄本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人以下となる場合には、当分の間、同部2の項の規定にかかわらず、同部1の項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園免許状所有者（同部2の項に規定する幼稚園免許状所有者をいう。以下附則第七項までにおいて同じ。）または保育士と同等の知識および経験を有すると認める者とすることができる。
- 3 別表第一の一の部2の項下欄(一)および(二)ただし書の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、幼稚園免許状所有者または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状（同項下欄(二)本文に規定する普通免許状をいう。次項および附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。次項および附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、同部2の項下欄(二)ただし書(2)の規定は、適用しない。
- 4 別表第一の一の部2の項下欄(二)本文の規定により置かなければならない幼稚園免許状所有者または保育士については、当分の間、小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表第一の一の部2の項の規定により置かなければならない幼稚園免許状所有者または保育士については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園免許状所有者または保育士と同等の知識および経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 別表第一の一の部2の項下欄(一)の規定により置かなければならない保育士については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表第一の一の部1の項の規定により認定子ども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	別表第一の一の部2の項下欄(イ)および(ロ)ただし書の規定により置かなければならない保育士	幼稚園免許状所有者または小学校教諭もしくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	別表第一の一の部2の項下欄(ロ)本文の規定により置かなければならない幼稚園免許状所有者または保育士	小学校教諭または養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	別表第一の一の部2の項の規定により置かなければならない幼稚園免許状所有者または保育士	知事が幼稚園免許状所有者または保育士と同等の知識および経験を有すると認める者
附則第六項	別表第一の一の部2の項下欄(イ)の規定により置かなければならない保育士	看護師等

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一(第三条関係) 幼稚園または保育所等に係る基準			
区分	基準	区分	基準
一〇七 (略)	(略)	一〇七 (略)	(略)
八 教育および保育の実施に関する基準	(一) 保育を行う三歳以上の子どもに対する教育および保育に関して、次に掲げる事項を定めた計画を策定しているものであること。 (1) 基本的な方針 (2) 子どもの年齢に応じた教育および保育の内容 (3) その他知事が定める事項	八 計画的な教育および保育の実施に関する基準	(一) 保育を行う三歳以上の子どもに対する教育および保育に関して、次に掲げる事項を定めた計画を策定しているものであること。 (1) 基本的な方針 (二) 子どもの年齢に応じた教育および保育の内容 (三) その他知事が定める事項
九・十 (略)	(略)	九・十 (略)	(略)
十一 管理および	(略)	十一 管理および	(略)
1〜3 (略)	(略)	1〜3 (略)	(略)

<p>び運営に関する基準</p>	<p>4 子どもの安全の確保に係る基準</p>	<p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 自動車を行う場合にあっては、次に掲げる措置を講じているものであること。</p> <p>(1) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車および降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在の確認を行うものであること。</p> <p>(2) 通園を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないもの)の利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。( )を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(1)に定める所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行うものであること。</p>
<p>び運営に関する基準</p>	<p>4 子どもの安全の確保に係る基準</p>	<p>(一)・(二) (略)</p>

(福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第二条 福井県幼保連携型認定こども園の設備および運営の基準等に関する条例(平成二十六年福井県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>1510 附則 (略)</p> <p>改正後</p>	<p>1510 附則 (略)</p> <p>改正前</p>
-------------------------------	-------------------------------



<p>11 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限つて、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて第六条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>12 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>13 附則第九項から附則第十二項までの規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者ならびに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。</p>	<p>11 前二項の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者または知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者ならびに知事が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。</p>
---	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
（福井県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 認定こども園において、第一条による改正後の福井県認定こども園の認定の要件に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第一の十一の部4の項下欄(2)の通園を目的とした自動車を行う場合であつて、当該自動車に改正後の条例別表第一の十一の部4の項下欄(2)に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例別表第一の十一の部4の項の下欄(2)の規定にかかわらず、当該自動車にブザー等を備えて子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置および使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

提 案 理 由

国の認定こども園の設備および運営の基準に係る関係省令の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

# 第三十三号議案

福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例等の一部改正について

福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部改正)

第一条 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第三条 この条例で使用する用語は、法、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)および児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「基準府令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(児童福祉施設の基準)</p> <p>第六条 児童福祉施設の設備および運営の基準は、この条例に定めるものを除くほか、基準府令(基準府令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定</p>	<p>(定義)</p> <p>第三条 この条例で使用する用語は、法、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)および児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(児童福祉施設の基準)</p> <p>第六条 児童福祉施設の設備および運営の基準は、この条例に定めるものを除くほか、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。)の定</p>

めるところによるものとする。

めるところによるものとする。

(福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第二条 福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例で使用する用語は、法、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)および児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「基準府令」という。)で使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例で使用する用語は、法、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)および児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「基準省令」という。)で使用する用語の例による。</p>
<p>(指定福祉型障害児入所施設の基準)</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準は、基準府令(基準府令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。)の定めるところによるものとする。</p>	<p>(指定福祉型障害児入所施設の基準)</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令(基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。)の定めるところによるものとする。</p>
<p>(指定医療型障害児入所施設の基準)</p> <p>第六条 指定医療型障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準は、基準府令の定めるところによるものとする。</p>	<p>(指定医療型障害児入所施設の基準)</p> <p>第六条 指定医療型障害児入所施設の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。</p>

(福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部改正)

第三条 福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において使用する用語は、法、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)および児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において使用する用語は、法、児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)および児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、</p>

設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

（指定児童発達支援等の事業の基準）

第五条 指定児童発達支援、共生型児童発達支援および基準該当児童発達支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準府令（基準府令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。）の定めるところによるものとする。

（指定医療型児童発達支援の事業の基準）

第六条 指定医療型児童発達支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準府令の定めるところによるものとする。

（指定放課後等デイサービス等の事業の基準）

第七条 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービスおよび基準該当放課後等デイサービスの事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準府令の定めるところによるものとする。

（指定居宅訪問型児童発達支援の事業の基準）

第八条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準府令の定めるところによるものとする。

（指定保育所等訪問支援の事業の基準）

第九条 指定保育所等訪問支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準府令の定めるところによるものとする。

設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定児童発達支援等の事業の基準）

第五条 指定児童発達支援、共生型児童発達支援および基準該当児童発達支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。以下同じ。）の定めるところによるものとする。

（指定医療型児童発達支援の事業の基準）

第六条 指定医療型児童発達支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

（指定放課後等デイサービス等の事業の基準）

第七条 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービスおよび基準該当放課後等デイサービスの事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

（指定居宅訪問型児童発達支援の事業の基準）

第八条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

（指定保育所等訪問支援の事業の基準）

第九条 指定保育所等訪問支援の事業の人員、設備および運営に関する基準は、基準省令の定めるところによるものとする。

## 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

## 提 案 理 由

こども家庭庁設置法の制定に伴い、関係条例における規定を整理する必要があるため、この案を提出する。



# 第三十四号議案

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部改正について

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県医師確保修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

福井県医師確保修学資金等貸与条例（平成二十年福井県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学資金等の貸与)</p> <p>第三条 知事は、国立大学法人福井大学が設置する福井大学（以下「福井大学」という。）が実施する医学部医学科推薦入試（地域枠（福井健康推進枠））（次項において「特定推薦入試」という。）に合格し、入学した者であつて、将来指定医療機関において医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。</p>	<p>(修学資金等の貸与)</p> <p>第三条 知事は、国立大学法人福井大学が設置する福井大学（以下「福井大学」という。）が実施する医学部医学科推薦入試（福井健康推進枠）（次項において「特定推薦入試」という。）に合格し、入学した者であつて、将来指定医療機関において医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 知事は、次の各号のいずれかに掲げる者（規則で定める県内出身者に限る。）であつて、将来指定医療機関において規則で定める診療科の医師として勤務しようとするものの申請により、その者に対し、資金を貸与することができる。</p>

一〇三 (略)

一〇三 (略)

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

県外大学医学部生等のU・I・ターンの促進を強化するための修学研修資金の貸与制度を整備したいので、この案を提出する。



# 第三十五号議案

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部改正について

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県立病院使用料および手数料徴収条例（昭和二十五年福井県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）			
区分	算定基礎	金額	区分	算定基礎	金額	
一 入院加算料 1 特別室	(一) A室	一日につき 一六、五〇〇円	一 入院加算料 1 特別室	一日につき	(一) A室	一日につき 一六、五〇〇円 （助産に係る場合は、一五、〇〇〇円）
	(二) B室	一日につき 一四、三〇〇円 （緩和ケアに係る場合は、一〇、四五〇円）			(二) B室	一日につき 一四、三〇〇円 （助産に係る場合は、一三、〇〇〇円、緩和ケアに係る場合は一〇、四五



三〇二十三 (略)

(略)

(略)

備考

一〇四 (略)

五 消費税法別表第一第八号の助産に係る資産の譲渡等に該当する場合の別表一、八、十四および十七の項に掲げる使用料または手数料の額は、当該使用料または手数料の額に含まれる消費税法の規定による消費税額と地方税法の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を控除した額（その額が一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

三〇二十三 (略)

(略)

(略)

備考

一〇四 (略)

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

福井県立病院における出産に関する手数料の新設等をしたいので、この案を提出する。



## 第三十六号議案

福井県営産業団地整備事業特別会計条例の制定について

福井県営産業団地整備事業特別会計条例を次のように制定する

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県営産業団地整備事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定により、福井県営産業団地整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

第二条 この会計においては、一般会計からの繰入金、企業債による収入、土地売却収入等をもってその歳入とし、当該事業に要する経費の支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

福井県営産業団地整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、福井県営産業団地整備事業特別会計を設置する必要があるため、この案を提出する。

## 第三十七号議案

福井県特別経済対策産業団地整備基金条例の廃止について

福井県特別経済対策産業団地整備基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県特別経済対策産業団地整備基金条例を廃止する条例

福井県特別経済対策産業団地整備基金条例（平成二十五年福井県条例第四十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和六年五月三十一日から施行する。

提 案 理 由

福井県特別経済対策産業団地整備資金貸付事業の終了に伴い、福井県特別経済対策産業団地整備基金条例を廃止したいので、この案を提出する。





# 第三十八号議案

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部改正について

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県工業技術センター使用料および手数料徴収条例（昭和六十年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係） 一 設備等		別表第一（第三条関係） 一 設備等	
区分	算定基礎	区分	算定基礎
高速・高精度研削システム ワイヤソー	（略） 一時間につき	（略）	（略）
工具測定器	（略）	（略）	（略）
ガルバノスキャナ	（略）	（略）	（略）
	金額（単位円）		金額（単位円）
	（略）		（略）
	七〇〇		（略）

非接触表面性状測定機 (略)	(略)	(略)
構造解析システム (略)	(略)	(略)
構造解析用コンピュータ (略)	一時間につき	一〇〇〇
3DCADデータ修復ソフト (略)	(略)	(略)
熱伝導率計 (略)	(略)	(略)
高精度引張試験機 (略)	(略)	(略)
布帛用引張試験機 (略)	(略)	(略)
KES表面試験機 (略)	(略)	(略)
精密迅速熱物性測定装置 (略)	一時間につき	一、〇〇〇
テキスタイル屈曲試験機 (略)	(略)	(略)
生体機能測定装置 (略)	(略)	(略)
シート乗降耐久試験機 (略)	(略)	(略)
騒音振動測定装置 (略)	(略)	(略)
引裂き試験機 (略)	(略)	(略)
ミューレン破裂度試験機 (略)	(略)	(略)
摩擦試験機 (略)	(略)	(略)

超深度形状測定システム (略)	一時間につき	一、六七〇
非接触表面性状測定機 (略)	(略)	(略)
構造解析システム (略)	(略)	(略)
3DCADデータ修復ソフト (略)	(略)	(略)
熱伝導率計 (略)	(略)	(略)
オートグラフ (略)	一時間につき	四七〇
高精度引張試験機 (略)	(略)	(略)
二軸引張試験機 (略)	一時間につき	九四〇
布帛用引張試験機 (略)	(略)	(略)
KES表面試験機 (略)	(略)	(略)
テキスタイル屈曲試験機 (略)	(略)	(略)
生体機能測定装置 (略)	(略)	(略)
布地構造解析装置 (略)	一時間につき	一六〇
シート乗降耐久試験機 (略)	(略)	(略)
騒音振動測定装置 (略)	(略)	(略)
防しわ度試験機 (略)	一時間につき	一〇〇
圧縮弾性試験機 (略)	一時間につき	一〇〇
引裂き試験機 (略)	(略)	(略)
破裂試験機 (略)	一時間につき	一五〇
ミューレン破裂度試験機 (略)	(略)	(略)
摩擦試験機 (略)	(略)	(略)
織物摩擦試験機 (略)	一時間につき	一五〇

生物顕微鏡	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
耐水圧試験機	(略)	(略)	(略)
洗濯耐久試験機	一時間につき	(略)	八〇〇
均熱乾燥機	(略)	(略)	(略)
ギヤーオープン	(略)	(略)	(略)
洗浄評価試験機	一時間につき	(略)	七〇〇
ピリング試験機	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
素地調整評価装置	(略)	(略)	(略)
赤外分光光度計	一時間につき	(略)	六四〇
溶液1日専用四十五メガヘルツ磁気共鳴システム	(略)	(略)	(略)
動的接触性測定システム	(略)	(略)	(略)
有機化合物分析評価システム	一時間につき	(略)	三、八三〇
ガスクロマトグラフ質量分析計	(略)	(略)	(略)
ICP発光分光分析装置	(略)	(略)	(略)
熱処理試験機	一時間につき	(略)	二〇〇
ミニカラー	一時間につき	(略)	三三〇
太陽電池評価装置	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
低温恒温恒湿槽	(略)	(略)	(略)
インクジェット式パターンニング装置	一時間につき	(略)	一、六四〇
インクジェット塗布試験装置	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
スポットリフロー装置	(略)	(略)	(略)
UVプリンター	(略)	(略)	(略)
UV照射装置	(略)	(略)	(略)
固体液体抽出機	一時間につき	(略)	一三〇
マイクローム	(略)	(略)	(略)

毛羽計数装置 (略)	(略)	(略)	(略)
偏光顕微鏡 (略)	(略)	(略)	(略)
ラマン分光光度計	(略)	(略)	(略)
ナノカーボン膜作成装置	(略)	(略)	(略)
FT-IRイメージングシステム (略)	(略)	(略)	(略)
近赤外蛍光分光測定装置 ケミルミネッセンスアナライザ―	(略)	(略)	二、〇〇〇
フッ素化表面観察装置 (略)	(略)	(略)	(略)
ホットカットペレタイザ― 長繊維ペレタイザ―	(略)	(略)	五〇〇
高分子材料試験機 (略)	(略)	(略)	(略)
セラミックス熱分析装置	(略)	(略)	(略)
デジタルマイクロスコープ (略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			
二 施設	算定基礎	金額(単位円)	
七〇七会議室 (略)	(略)	(略)	
E三〇八一―共同研究室	一日につき	五、一〇〇 (冷暖房設備を 使用する場合に	
毛羽計数装置 (略)	(略)	(略)	(略)
共顕鏡顕微鏡 偏光顕微鏡 (略)	(略)	(略)	一〇〇
ラマン分光光度計 CVD装置	(略)	(略)	四、二八〇
ナノカーボン膜作成装置 顕微FT-IRラマン分析装置	(略)	(略)	五、五二〇
FT-IRイメージングシステム (略)	(略)	(略)	(略)
近赤外蛍光分光測定装置	(略)	(略)	(略)
フッ素化表面観察装置 (略)	(略)	(略)	(略)
ホットカットペレタイザ―	(略)	(略)	(略)
高分子材料試験機 (略)	(略)	(略)	(略)
セラミックス熱分析装置	(略)	(略)	(略)
ポータブルマイクロスコープ デジタルマイクロスコープ	(略)	(略)	八一〇
備考 (略)			
二 施設	算定基礎	金額(単位円)	
七〇七会議室 (略)	(略)	(略)	

別表第二(第四条関係)		区分	金額(単位円)
備考(略)	六 機器操作指導	一時間につき	二、五〇〇
	五(略)	(略)	(略)
	一～四(略)	(略)	(略)
別表第二(第四条関係)			
	G一〇九会議室(略)	(略)	(略)
	E三三三会議室	一日につき	六、〇〇〇 (冷暖房設備を使用する場合にあっては、五千円)
	E三〇八一共同研究室	一日につき	三、五〇〇 (冷暖房設備を使用する場合にあっては、五千円)
			あつては、七千三百円)
別表第二(第四条関係)			
備考(略)	五(略)	(略)	(略)
	一～四(略)	(略)	(略)
	G一〇九会議室(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

設備の整備等に伴い、使用料および手数料の額を定めたいので、この案を提出する。



# 第三十九号議案

福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例の一部改正について

福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例（平成七年福井県条例第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表第一から別表第三までに定める基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内で指定管理者が定める額に、消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定による消費税額と当該消費税額を課税標準として課される地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加えて得た額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 利用料金の額は、別表第一から別表第三までに定める基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・三を乗じて得た額までの範囲内で指定管理者が定める額に、消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定による消費税額と当該消費税額を課税標準として課される地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税額との合計額に相当する額を加えて得た額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

サンドーム福井の利用料金について、指定管理者が社会情勢の変化に応じて弾力的に定められるよう所要の規定を整備したいので、この案を提出する。



# 第四十号議案

福井県営住宅条例の一部改正について

福井県営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県営住宅条例の一部を改正する条例

福井県営住宅条例（平成九年福井県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第四十四条―第四十九条）</p> <p>附則（趣旨）</p> <p>第一条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）に基づき県営住宅の設置および管理については、法および法に基づく命令の定めるところによるほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 県営改良住宅の管理（第四十四条―第四十七条）</p> <p>第五章 雑則（第四十八条・第四十九条）</p> <p>附則（趣旨）</p> <p>第一条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）に基づき県営住宅および住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号。以下「改良法」という。）に基づき県営改良住宅の設置および管理については、法および改良法ならびにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、この条例の定めるところによる。</p>

<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 県に県営住宅を設置する。</p> <p>2 県営住宅の名称および位置は、知事が公示して定める。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第九条の二 入居者は、入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>法第二十七条第五項および規則で定めるところにより</u>、知事の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(高額所得者に対する明渡しの期限の延長に係る特別の事情)</p> <p>第二十三条 <u>法第二十九条第八項の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 五 (略)</p> <p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第二十四条 知事は、<u>法第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において</u>、当該県営住宅の家賃の額が除却に係る公営住宅の最終の家賃の額を超えることとなるため当該入居者の居住の安定を図る必要があると認めるときは、<u>令第十二条で定めるところにより</u>、当該県営住宅の家賃の額を減額するものとする。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第四十三条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 県営改良住宅 改良法第二条第六項の改良住宅であつて、県が国の補助を受けて建設するものをいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 県に県営住宅および県営改良住宅を設置する。</p> <p>2 県営住宅および県営改良住宅の名称および位置は、知事が公示して定める。</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第九条の二 入居者は、入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)第十条および規則で定めるところにより</u>、知事の承認を得なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(高額所得者に対する明渡しの期限の延長に係る特別の事情)</p> <p>第二十三条 <u>法第二十九条第七項の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 五 (略)</p> <p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第二十四条 知事は、<u>法第四十条第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合において</u>、当該県営住宅の家賃の額が除却に係る公営住宅の最終の家賃の額を超えることとなるため当該入居者の居住の安定を図る必要があると認めるときは、<u>令第十一条で定めるところにより</u>、当該県営住宅の家賃の額を減額するものとする。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第四十三条 (略)</p> <p>第四章 県営改良住宅の管理</p> <p>(入居の決定)</p> <p>第四十四条 知事は、改良法第十八条の規定により入居させるべき者から、<u>県営改良住宅への入居の申込みを受け、入居の決定をするものとする。</u></p> <p>(家賃の額の決定方法等)</p> <p>第四十五条 県営改良住宅の毎月の家賃の額は、<u>公営住宅法の一部を改正する法</u></p>
---	--

律（平成八年法律第五十五号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第十二条第一項および公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の令（以下「旧令」という。）第四条に規定する方法により算定した額の範囲内において、規則で定めるところにより知事が定める額とする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県営改良住宅の家賃を変更し、または前項の規定にかかわらず、当該家賃を別に定めることができる。

- 一 物価の変動に伴い県営改良住宅の家賃を変更する必要があると認めるとき<sup>1</sup>。
- 二 県営改良住宅について改良を施したとき。

（割増賃料の額の決定方法）

第四十六条 次条第二項において準用する第二十条第一項の規定により県営改良住宅の収入超過者として認定された県営改良住宅の入居者の毎月の割増賃料（改良法第二十九条第三項において準用する旧法第二十一条の二第二項の割増賃料をいう。以下同じ。）の額は、次項の規定により算定した限度額を超えない範囲で、規則で定めるところにより知事が定める額とする。

2 県営改良住宅の割増賃料の限度額は、前条第一項または第二項の家賃の額に、次の表の上欄に掲げる収入の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる倍率を乗じて得た額とする。ただし、その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

収入	倍率
十一万四千元（法第二十三条第一号イに該当する場合にあつては、十三万九千元）を超え十五万八千元以下の場合	〇・三
十五万八千元を超え十九万千元以下の場合	〇・五
十九万千元を超える場合	〇・八

（準用）

第四十七条 第四条、第五条（同条第二項第五号を除く。）および第六条から第八条までの規定は、改良法第十八条の規定により県営改良住宅に入居させるべき者が入居せず、または居住しなくなった場合における県営改良住宅への入居の手續等について準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」とあるのは「県営改良住宅」と、第五条第一項中「法第二十三条および第二十四条第二項」とあるのは「法第二十三条」と、同条第三項第一号中「二十一万四千元（前項第五号の場合において当該災害発生の日から三年を経過した後は、十五万八千元）」とあるのは「十三万九千元」と、同項第二号中「十五万八千元」とあるのは「十一万四千元」と読み替えるものとする。

<p>2 第九条（改良法第十八条の規定により県営改良住宅に入居させるべき場合にあっては、第三項を除く。）第十一條、第十二條、第十三條（第二項第一号を除く。）第十四條から第十九條まで、第二十條第一項、第三項および第四項、第二十五條から第二十七條までならびに第四十一條から第四十三條までの規定は、県営改良住宅および地区施設の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」とあるのは「県営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第九條第一項 入居の許可を受けた者</p>	<p>前項において準用する第六條の許可を受けた者または第四十四條の規定による入居の決定を受けた者</p>	<p>第十一條第一項 入居者</p>	<p>県営改良住宅の入居者（以下「入居者」という。）</p>	<p>第十四條第一項 入居可能日におけるその月の県営住宅の家賃</p>	<p>県営改良住宅の家賃</p>	<p>第二十三條第一号イに該当する場合にあつては十三万九千円を、法第二十三條第一号ロに該当する場合にあつては十一万四千円を超えているときは</p>	<p>第二十三條第一号イに該当する場合にあつては十三万九千円を、法第二十三條第一号ロに該当する場合にあつては十一万四千円を超えているときは</p>
<p>第九條（改良法第十八条の規定により県営改良住宅に入居させるべき場合にあっては、第三項を除く。）第十一條、第十二條、第十三條（第二項第一号を除く。）第十四條から第十九條まで、第二十條第一項、第三項および第四項、第二十五條から第二十七條までならびに第四十一條から第四十三條までの規定は、県営改良住宅および地区施設の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「県営住宅」とあるのは「県営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第九條第一項 入居の許可を受けた者</p>	<p>前項において準用する第六條の許可を受けた者または第四十四條の規定による入居の決定を受けた者</p>	<p>第十一條第一項 入居者</p>	<p>県営改良住宅の入居者（以下「入居者」という。）</p>	<p>第十四條第一項 入居可能日におけるその月の県営住宅の家賃</p>	<p>県営改良住宅の家賃</p>	<p>第二十三條第一号イに該当する場合にあつては十三万九千円を、法第二十三條第一号ロに該当する場合にあつては十一万四千円を超えているときは</p>	<p>第二十三條第一号イに該当する場合にあつては十三万九千円を、法第二十三條第一号ロに該当する場合にあつては十一万四千円を超えているときは</p>
<p>第二十六條 県営住宅監理員</p>	<p>第二十六條 改良住宅監理員（改良法第二</p>	<p>第二十六條 第一項</p>	<p>第二十六條 第一項</p>	<p>第二十六條 第一項</p>	<p>第二十六條 第一項</p>	<p>第二十六條 第一項</p>	<p>第二十六條 第一項</p>	<p>第二十六條 第一項</p>
<p>第二十條第三項 前二項</p>	<p>第二十條第三項 前二項</p>	<p>第二十條第三項 前二項</p>	<p>第二十條第三項 前二項</p>	<p>第二十條第三項 前二項</p>	<p>第二十條第三項 前二項</p>	<p>第二十條第三項 前二項</p>	<p>第二十條第三項 前二項</p>	<p>第二十條第三項 前二項</p>
<p>第二十條第四項 第一項または第二項</p>	<p>第二十條第四項 第一項</p>	<p>第二十條第四項 第一項</p>	<p>第二十條第四項 第一項</p>	<p>第二十條第四項 第一項</p>	<p>第二十條第四項 第一項</p>	<p>第二十條第四項 第一項</p>	<p>第二十條第四項 第一項</p>	<p>第二十條第四項 第一項</p>

<p>第四章 雑則</p> <p>(管理の特例)</p> <p>第四十四条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、市町が県営住宅または共同施設の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用については、第二条第一項第三号、第四条、第六条、第七条第二項および第三項、第八条、第九条、第十五条第二項、第十八条、第二十六条、第二十七条第一項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項および第二項ならびに第四十二条第一項中「知事」とあるのは「市町長」と、第二十七条第三項中「県営住宅の明渡し請求」とあるのは「市町長が県営住宅の明渡し請求」と、第三十五条第一項中「次節」とあるのは「第四十三条」とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第四十五条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第四十六条 (略)</p> <p>(指定の公示等)</p> <p>第四十七条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第四十九条 (略)</p>	<p>第五章 雑則</p> <p>(管理の特例)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、市町が県営住宅または共同施設の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用については、第二条第一項第三号、第四条、第六条、第七条第二項および第三項、第八条、第九条、第十五条第二項、第十八条、第二十六条、第二十七条第一項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項および第二項ならびに第四十二条第一項中「知事」とあるのは「市町長」と、第二十七条第三項中「県営住宅の明渡し請求」とあるのは「市町長が県営住宅の明渡し請求」と、第三十五条第一項中「次節」とあるのは「第四十三条」とする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第五十条 (略)</p> <p>(指定の公示等)</p> <p>第五十一条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第五十二条 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第五十三条 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="925 309 1037 1120"> <p>第四十一条(見出しを含む。)</p> <p>第四十二条第一項および第二項ならびに第四十三条第一項</p> <p>第四十二条(見出しを含む。)</p> </td> <td data-bbox="925 1120 1037 1937"> <p>県営住宅管理入</p> <p>改良住宅管理入</p> </td> <td data-bbox="1037 309 1380 1937"> <p>県営住宅監理員</p> <p>改良住宅監理員</p> <p>十九条第一項において準用する法第三十三条第二項の規定により知事が任命する職員をいう。以下同じ。)</p> </td> </tr> </table>	<p>第四十一条(見出しを含む。)</p> <p>第四十二条第一項および第二項ならびに第四十三条第一項</p> <p>第四十二条(見出しを含む。)</p>	<p>県営住宅管理入</p> <p>改良住宅管理入</p>	<p>県営住宅監理員</p> <p>改良住宅監理員</p> <p>十九条第一項において準用する法第三十三条第二項の規定により知事が任命する職員をいう。以下同じ。)</p>
<p>第四十一条(見出しを含む。)</p> <p>第四十二条第一項および第二項ならびに第四十三条第一項</p> <p>第四十二条(見出しを含む。)</p>	<p>県営住宅管理入</p> <p>改良住宅管理入</p>	<p>県営住宅監理員</p> <p>改良住宅監理員</p> <p>十九条第一項において準用する法第三十三条第二項の規定により知事が任命する職員をいう。以下同じ。)</p>			

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

県営改良住宅の廃止に伴い、関係規定を削除する必要があるため、この案を提出する。

# 第四十一号議案

福井県立学校職員定数条例の一部改正について

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

福井県立学校職員定数条例（昭和三十一年福井県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(定数)		(定数)
第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
一 全日制高等学校および中学校		一 全日制高等学校および中学校
イ 校長教諭等	一、一五八人	イ 校長教諭等
ロ・ハ (略)		ロ・ハ (略)
二 (略)		二 (略)
三 特別支援学校		三 特別支援学校
イ 校長教諭等	七〇三人	イ 校長教諭等
ロ・ハ (略)		ロ・ハ (略)
2・3 (略)		2・3 (略)

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

児童、生徒数の変動等に伴い、福井県立学校職員の定数を改定したいので、この案を提出する。



# 第四十二号議案

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第 号

市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和三十一年福井県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(定数)		(定数)
第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第三条 県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。
一 小学校		一 小学校
イ 校長教諭等	二、八〇一人	イ 校長教諭等
ロ 養護教諭等	一八二人	ロ 養護教諭等
ハ 栄養教諭等	四五人	ハ 栄養教諭等
ニ 事務職員	一八四人	ニ 事務職員
二 中学校		二 中学校
イ 校長教諭等	一、六八四人	イ 校長教諭等
ロ 養護教諭等	六八人	ロ 養護教諭等
ハ (略)		ハ (略)

2・3 ニ 事務職員  
(略)

七二人

2・3 ニ 事務職員  
(略)

七二人

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

児童、生徒数の変動等に伴い、市町立学校県費負担教職員の定数を改定したいので、この案を提出する。

# 第四十三号議案

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部改正について

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年二月八日提出

福井県知事 杉本達治

福井県条例第 号

福井県公安委員会等手数料徴収条例の一部を改正する条例

福井県公安委員会等手数料徴収条例（平成十二年福井県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第二条、第三条関係）			別表（第二条、第三条関係）		
一 （略）			一 （略）		
二 交通部関係			二 交通部関係		
1 道路交通法関係			1 道路交通法関係		
事務の区分	名称	金額	事務の区分	名称	金額
一（二の六）（略）	（略）	（略）	一（二の六）（略）	（略）	（略）
二の七（略）	（略）	（略）	二の七（略）	（略）	（略）
二の八 法第七十五条の十二 第一項の規定に基づく特定 自動運行の許可の申請に対 する審査	特定自動運行許可申請手 数料	七万九千二百円			

二の九 法第七十五条の十六 第一項の規定に基づく特定 自動運行計画の変更の許可 の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可 申請手数料	七万八千五百円
三〇十七 (略)	(略)	(略)
備考 一〇七 (略)		
二〇四 (略)		

  

三〇十七 (略)	(略)	(略)
備考 一〇七 (略)		
二〇四 (略)		

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 理 由

道路交通法の一部改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料等を新設したいので、この案を提出する。